

令和5年度住宅局関係補助事業の事務事業者に係る保険の公募についての公示

令和4年11月14日
国土交通省住宅局長 塩見 英之

次のとおり、令和5年度住宅局関係補助事業の事務事業者に係る保険の公募について公示する。

注）本公募は、令和5年度予算による事務事業者に係る保険であり、令和5年度予算の成立等が保険の引受けの条件となる。

1. 保険の概要

（1）名称

令和5年度住宅局関係補助事業の事務事業者に係る保険

（2）目的

本保険は、住宅局関係補助事業の事務事業者が、間接補助事業者に補助金の返還を求めた際、倒産等により適切に返還が行われず、当該事務事業者に損失が生じた場合に、その損失を填補するものであり、事務事業者が安定的に事務を実施できるようにすることを目的とする。

（3）内容等

- ① 保険の内容は、事務事業者が間接補助事業者に補助金の返還を求めた際、倒産等により適切に返還が行われず、当該事務事業者に損失が生じた場合に、その損失を填補するものであること。
- ② 保険の対象は、事務事業者が令和6年4月30日までに間接補助事業者に対して補助金の交付を行った事業とすること。
- ③ 保険の期間は、事務事業者が間接補助事業者に補助金の交付を行ってから少なくとも10年間、上記損失の填補を保証するものとすること。なお、期間内に事務事業者が間接補助事業者に補助金の返還を求めたものであって、期間後に事務事業者に損失が発生したものは、保険金の支払いを可能とすること。
- ④ 保険料は、事務事業者の過大な負担とならないものであるとともに、保険の期間中、確実に保険金を支払うことができるよう、過度に低いものでないこと。
- ⑤ 保険金支払いの限度額は、可能な限り高いものであること。
- ⑥ 事務事業者から保険の引受けの依頼があった場合に、引受けを断らぬこと。
なお、令和5年度に住宅局関係補助事業の事務事業を実施するすべての者に対して、本保険への加入を義務付けることを申し添える。

(4) 引受期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 保険を行う者の要件

次の（1）から（7）までの全ての条件を満たすことのできる者とする。

- (1) 保険業法（昭和14年法律第41号）第3条第5項に規定する損害保険業免許を受けていること。
- (2) 本保険の実施に係る計画が、適切なものであること。
- (3) 本保険の実施に必要な組織、人員を有していること。
- (4) 本保険を円滑に実施するために必要な経営基盤を有すること。
- (5) 直近のスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社及び日本格付研究所における保険財務力格付等がいずれも「A」以上であること。
- (6) 本保険の実施において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底することができる者であること。
- (7) 日本国内において国職員が行う報告徴収や立入検査に応じられる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 武田
- ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
- ③電 話 03-5253-8111（内線39856）
- ④電子メール takeda-t2tx@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期 間 令和4年11月14日（月）から11月28日（月）まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡
を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 令和4年11月28日（月）18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電子メールの場合は1部。なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。
 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

Excel2016」「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。
・ファイルのデータ総量は極力10メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)と同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、保険を行う者としての資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかつた申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。